

各 論

表 4 発生段階別 各局毎 対策業務

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

各局共通

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
1	局内の業務継続計画の策定 (継続・中断業務の分類)	・局の業務継続計画の策定	・業務継続計画に基づき、継続すべき業務を遂行する。					
2	他局への職員応援 (概ね総人員の10%を目途)	・他局への応援要員(総人員の10%)の選定	・状況の推移に応じて必要な人員を他局の応援に充てる。					
3	新型インフルエンザ対策訓練等の実施	・訓練等の準備	・訓練等の実施と課題の反映					
4	所管施設等における感染及び感染拡大防止対策	・防護具等の備蓄	・利用者等への注意喚起	・感染及び感染拡大の防止に必要な措置を行う。 (休業、防護具の着用、消毒液の設置、衛生管理の注意喚起等) ・使用料等還付の取り扱い方法の決定				
5	所管施設等の一時患者入所施設への転用	・転用可能施設の選定	・転用に必要機材等の整備		・一時患者入所施設として稼働			
6	指定管理者、派遣・委託会社との連絡体制と情報共有	・業務継続計画の作成を要請	・連絡体制の確認	・随時連絡を密にして、業務が継続ができるようにする。				・実践を踏まえた連絡体制の再構築を行う。
7	関係団体・組織との連携、情報の収集及び提供	・連携・連絡体制の確認を行う。	・随時、連携、情報の収集及び提供を行う。					

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

企画財政局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
1	国・県への要望	・必要に応じて要望を行う。		・状況の推移に応じて必要な要望を行う。				・必要に応じて要望を行う。
2	予算の措置、確保	・防護具等、備蓄すべきものの予算措置を行う		・感染及び感染拡大の防止に必要な予算措置を行う。 (例:防護具、医師報酬等)				・次の流行に備えた予算を確保する。
3	市施設の開設状況の把握の総括	・各施設との連絡体制の整備		・各施設の開設状況及び利用状況の把握				・実践を踏まえた施設との連絡体制の再構築を行う。
4	隣接市町との連絡及び連携	・隣接市町との連絡体制の整備・確認		・隣接市町と随時連絡を行い、状況の確認及び必要に応じた連携措置を行う。				・実践を踏まえた隣接市町との連絡体制の再構築を行う。
5	市長・副市長への緊急連絡体制	・市長・副市長との連絡体制の確認を行う。		・市長・副市長と随時連絡を行い、状況の報告及び指示を受ける。				・市長・副市長との連絡体制の確認を行う。
6	関連情報の広報	・予防策等の広報	・情報の提供及び予防策の徹底を広報	・発生状況等、関連情報の提供、不要な外出の自粛等、注意喚起を随時広報				・終息と、次の流行への備えを広報する。
7	報道機関に対する情報提供	・必要に応じ、随時提供		・発生状況等、関連情報を随時提供				

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階
		未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期
8	多言語による情報提供	<p>・必要に応じ、随時多言語で作成し、 広報担当部署へ提供</p>		<p>・発生状況等、関連情報を多言語で作成し、 広報担当部署へ提供</p>			<p>・必要に応じ、随時 多言語で作成し、 広報担当部署へ提供</p>

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

総務局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階
		未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期
1	新型インフルエンザ対策本部の設置 及び廃止		・尼崎市新型インフルエンザ対策本部を設置 ・尼崎市新型インフルエンザ対策連絡会議を設置				
2	緊急事態宣言の発令及び 社会活動の自粛要請	・市民、事業者等に対して啓発活動を行う。	・市民への注意喚起 を行う。	・市民へ警戒と市内 発生に備えた準備 を促す。	・緊急事態宣言を行い、不要不急の社会活動、外出の自粛等を要請 する。		・通常の社会活動に 戻る旨を宣言する。
3	国・県・他都市との連絡調整	・必要に応じて連絡調整を行う。	・常時連絡調整を行える体制を整備する。				・必要に応じて連絡 調整を行う。

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
4	職員の健康管理・保健指導	<ul style="list-style-type: none"> 各所属・職員に対する感染対策に関する情報提供 防護具の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 外部相談窓口の周知 連絡体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内職員相談窓口の設置、情報収集 過剰な超過勤務にならないような業務管理及び健康管理体制の整備 体調不良者に対する休業勧告、受診勧奨 		<ul style="list-style-type: none"> 各所属・職員に対する医療機関等の情報提供 		
5	全庁的な職員欠勤状況の把握及び 職員の応援体制			<ul style="list-style-type: none"> 各所属への欠勤状況調査 		<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な所属の把握 支援職員の動員 		
6	関係機関との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて連絡調整を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 常時連絡調整を行い、情報の収集を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて連絡調整を行う。 	

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

協働推進局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
1	地域住民に対する支援	・地域住民に対する支援内容の検討・準備		・発生状況に応じて、地域住民に対する支援(医療支援を除く)を行う。 ・地域保健担当と連携し、新型インフルエンザの相談等、地域住民に対する支援を行う。				
2	市民への社会活動の自粛要請		・社会活動の自粛要請があり得ることを予告	・発生状況に応じて社会活動の自粛を要請する。				
3	地域における啓発	・地域住民に対する啓発	・予防策の徹底、備蓄を呼びかける。	・発生状況に応じた対応策を随時周知する。				
4	コールセンターの活用による窓口相談等 □ 対応 (担当部門への振り分け機能)	・通常のFAQによる対応		・新型インフルエンザ対応FAQにより、担当部門への確に振り分ける				

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案)局別の段階別対策の概要

環境市民局

対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四期	
	未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
1 廃棄物収集・処理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな出勤率を想定した収集、処理体制の検討及び準備(委託業者を含む) ・感染性廃棄物の廃棄方法と危険性についての正しい知識の周知 ・業務継続優先順位の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な薬品及び燃料等の物資の備蓄強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生状況に応じた人員体制の確立 ・必要に応じ、局内外及び委託業者等への応援要請 ・確保された人員体制での収集及び処理の実施 ・勤務者への2次感染防止策の実施 ・必要な薬品及び燃料等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集品目削減、一部自己搬入の停止、啓発活動の中止等の事業範囲縮小 			<ul style="list-style-type: none"> ・次の流行に備えた体制の整備

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

健康福祉局

対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階
	未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期 小康期
1 新型インフルエンザ関連情報の統括	<ul style="list-style-type: none"> ・国、兵庫県、他都市との連絡調整 ・医師会等と情報提供、情報収集 ・新型インフルエンザ(疑いのある者を含む)情報の収集・分析 					
2 新型インフルエンザに関する医学的な情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO、国立感染症研究所等、関係機関からの情報収集 ・ワクチンの製造状況や安全性に関する情報収集 					
3 医師会等との連絡・連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への平時の院内感染予防策の要請 ・必要な防護具等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の要請に基づき、プレパデミックワクチンの事前接種協力、パンデミックワクチン接種実施 ・原因不明の発熱者、重度の呼吸器系症状の受診状況を調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染防止対策の徹底 ・発生地域からの帰国者で、発熱等の症状を呈する者は受診せず、保健所へ連絡するよう張り紙を掲示依頼する 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療サービスの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患等を有する定期受診患者への電話診療によるファクシミリ処方せんの発行 ・一時入所患者施設の設置 ・在宅患者等への医療・看護の提供等支援 ・新型インフルエンザ対応の医療機関並びに薬店の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来の設置体制の縮小 ・一時入所患者施設の縮小
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からの相談・調整 						

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階		
		未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期	
4	獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・家きん類等におけるインフルエンザサーベイランスの情報収集 ・野鳥の飛来地等の情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ感畜に接触する者へのインフルエンザ予防接種の勧奨 ・鳥インフルエンザ診断に関った医師に対する予防措置 						
5	サーベイランスの実施		<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見のためのサーベイランス体制の強化 ・ウイルス学的サーベイランスの実施 ・アウトブレイクサーベイランスの実施 						
			<ul style="list-style-type: none"> ・疑い例調査支援システムの実施 						
			<ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックサーベイランスの実施 						
6	市民からの健康相談等の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・ホームページ、市報等による発生状況などに関する情報提供 						
			<ul style="list-style-type: none"> ・発熱電話相談窓口の設置 ・相談窓口等職員交替体制の確保 						
			<ul style="list-style-type: none"> ・保健師を中心に他局からの応援職員の確保 						
7	感染症に関する法令等の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの症例定義を市内医療機関に周知し、迅速な届出を要請 							
			<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の感染症指定医療機関への入院措置等実施 						
					<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく入院措置等の中止 				

対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階	
	未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期	
8 新型インフルエンザ検査		<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザA型の判定 ・A型陽性であれば新型インフルエンザの亜型(PCR検査)検出 ・新型インフルエンザの亜型タイプ(PCR検査)が陽性であれば、国立感染症研究所へ照会する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関で簡易キットによるA型検査を実施し、陽性なら治療 				
9 疫学調査		<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域から帰国した要観察例の健康調査、行動調査、接触者調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域の滞在者等、感染の疑いのある者の早期把握 ・要観察例の自宅待機等による迅速調査 ・任意入院による適正診断 ・感染予防・行動制限指導 ・発症前日からの行動・接触者調査 ・濃厚接触者への予防内服・健康監視・外出自粛等指導 				<ul style="list-style-type: none"> ・疫学情報の集約・解析・評価 	
10 社会福祉施設等における感染及び感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画及びマニュアルの作成を要請 ・平時から施設における感染持込防止、感染拡大防止対策の周知、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 高齢者施設・介護保険事業者 障害者施設・障害福祉サービス事業者等 ・高齢者・障害者等の入所・通所施設等へ業務の継続にあたっての感染防止策を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供及び注意喚起 高齢者施設・介護保険事業者 障害者施設・障害福祉サービス事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて通所系事業所等への臨時休業等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染職員の出勤停止、入所者の受診勧奨 ・入所施設の家族等への面会制限 ・事業の継続と不要不急の事業の休止 ・消毒・衛生管理徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等の入所・通所施設等が業務継続に必要な一連の取引業者の確保を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業等の要請を行った事業所等に対し必要に応じて、再開等に関する情報を提供する。

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
11	要援護者(高齢者・障害者等)に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 対象者リストの作成 支援体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡体制の準備 支援体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡体制の確立 支援体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の実施 			
12	検疫所等との連携		<ul style="list-style-type: none"> 出入国者に対し、新型インフルエンザの海外における発生状況及びその感染防止策に関する情報等について、ポスターの掲示、パンフレットの配布、注意喚起等を行なう。 検疫所からの通知で、発生地域から帰国した者のリストに基づく調査および健康監視の実施 感染疑いのある者の早期把握と異常を生じた者は、厚生労働省へ報告 					
13	遺体に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 臨時遺体安置所の開設 		<ul style="list-style-type: none"> 在宅で死亡した者への対応(警察との連携、葬儀業者への指導) 納体袋の確保 				

対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階
	未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期 小康期
14 医療の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏毎に ・専用医療機関に発熱外来設置等患者の受け入れ体制の確認 ・協力医療機関(公的医療機関)と入院連携体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏毎に ・専用医療機関の発熱外来実施 ・感染症指定医療機関での患者入院治療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関満床後、協力医療機関(公的医療機関)で患者受け入れをし、入院治療を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来体制の整備 ・原則として、重症者のみ入院治療を実施し、重症者以外は自宅療養 		<ul style="list-style-type: none"> ・次の流行に向けて体制の再構築
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策訓練等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の要請に基づき、プレパンドミックワクチンの事前接種協力、パンデミックワクチン接種実施 ・県から、抗インフルエンザ薬備蓄の供給を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者振り分けシステムの周知、継続 ・入院勧告による感染拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来体制の整備と増設 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・発熱電話相談から専用外来、感染症指定医療機関、まん延期以降の発熱外来へのトリアージを行う 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設に対する医療の提供 				

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
15	必要な医薬品・医療資機材等の調達	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、抗インフルエンザウイルス薬及び個人防護具等の供給方法等を確認 ・医療資材の準備 		<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、抗インフルエンザウイルス薬及び医療資材の流通状況把握 ・備蓄薬、備蓄品を供給 ・必要に応じ、医療資材等の調達 				<ul style="list-style-type: none"> ・不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。
16	職場における感染予防と感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防資器材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状況把握と職場における感染拡大防止措置の徹底 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・職員健康推進担当との連携によるプレパンデミックワクチンの接種 		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の投与 			
17	埋火葬の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬の体制整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防と埋火葬の円滑実施 ・臨時の遺体安置所の確保 ・在宅で死亡した者への対応(遺体の消毒・葬送) 				
			<ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力の確認 ・葬祭用品の手配、準備 ・火葬場への遺体搬送体制の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場運営体制の確認(要員の確保) ・葬祭用品の手配 ・火葬場への遺体搬送手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場稼働時間延長(要員の確保) 		

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

こども青少年局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階
		未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期
1	保育所等における感染及び感染拡大防止対策	・保育所等及び保護者の啓発	・保育所等及び保護者への情報提供	・臨時休業の可能性の事前通知 ・公立保育所の一斉臨時休業の実施 ・法人保育園及び認可外保育園への臨時休業の要請 ・ライフライン関係事業者等の児童への保育の実施			・保育所等の再開 実践を踏まえて次回の流行に備えた体制の整備を行う。
2	子育て支援のための施設等における感染及び感染拡大防止対策	・施設等及び保護者の啓発	・施設等及び保護者への情報提供	・臨時休業や活動自粛要請の可能性の事前通知 ・一斉臨時休業の実施 ・子育てサークル等への活動自粛要請			・施設の再開 ・子育てサークル等への活動再開要請 実践を踏まえて次回の流行に備えた体制の整備を行う。
3	こどもクラブ、児童ホームにおける感染及び感染拡大防止対策	・こどもクラブ、児童ホーム及び保護者への啓発	・こどもクラブ、児童ホーム及び保護者への情報提供	・臨時休業の可能性の事前通知 ・学校の一斉休校に合わせて一斉臨時休業の実施			・学校の授業開始に合わせて、こどもクラブ、児童ホームを再開 実践を踏まえて次回の流行に備えた体制の整備を行う。
4	青少年センターこども科学ホールにおける感染及び感染拡大防止対策	・青少年センターこども科学ホール及び利用者の啓発	・青少年センターこども科学ホール及び利用者への情報提供	・臨時休館の可能性の事前通知 ・学校の一斉休校に合わせて臨時休館の実施			・学校の授業開始に合わせて、青少年センターこども科学ホールを再開 実践を踏まえて次回の流行に備えた体制の整備を行う。

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

産業経済局

対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
	未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期 小康期	
1 関係機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等(商工会議所、工業会、商店連盟など)への情報提供及び情報収集 ・各課が所管する集客施設への情報提供及び情報収集 ・関係機関との連携 						<ul style="list-style-type: none"> ・対策の検証結果の共有
2 中小企業への事業継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・制度融資等の情報収集及び関係団体への情報提供 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等を通じて、業務を継続する際の感染防止策等の検討を要請 ・団体等を通じて、危機管理体制の整備の検討を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に重大な影響を及ぼす事業者に対して、事業の継続を要請 			<ul style="list-style-type: none"> ・団体等を通じて、事業者に対して、事業活動の縮小と職場での感染防止策の徹底を要請 		<ul style="list-style-type: none"> ・団体等を通じて、平常体制への復帰を要請
3 食料品等、生活必需品の市場流通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等を通じて、食料品・日常生活用品を始め、生活必需品の流通確保対策の検討を要請 		<ul style="list-style-type: none"> ・団体等を通じて、事業者に対して、食料・生活用品の確保を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等を通じて、食料・生活用品の生産、流通、販売体制の維持を要請 			

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階		
		未発生期 1.2a.2b.3a.3b	海外発生期 4a.5a.6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期	
4	地方卸売市場からの感染及び感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 関係業者への情報提供 開設者の予防体制の確立 必要な防護具の準備 関係業界への協力要請 監視・支援体制の確立 事業を継続する際の感染防止 他の卸売市場に支援依頼の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 業務体制の強化 ワクチン接種対象者の把握・接種 監視・支援体制の強化 職場内での感染防止 欠勤者があった場合に備えた代替要因の確保 周囲への接触感染の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 予防体制の維持 監視・支援体制の維持 		<ul style="list-style-type: none"> 他の卸売市場に支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市場内で流行した場合は、市場の閉鎖を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 感染予防資機材の備蓄 平常体制への復帰
5	競艇場における感染及び感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 利用者(ファン)、職員及び競走関係機関等に対する情報提供・啓発及び感染予防対策の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 利用者(ファン)、職員及び競走関係機関等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者(ファン)、職員及び競走関係機関等に対する感染防止対策の強化 				

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

都市整備局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
1	家きん等への感染防止に関する国、県、他都市との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県家畜保健衛生所及び阪神農林振興事務所との情報の連携 						
2	市営住宅での感染及び感染拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅入居者への情報提供方法の検討 関係者への情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅入居者へのインフルエンザ感染予防についての情報提供 				
3	下水道業務維持管理対策	<ul style="list-style-type: none"> 下水道等の衛生管理強化対策の検討 下水管きよ及び処理場関係職員の啓発 事業場立ち入り検査の制限(採水業務中止)の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 放流水及び場内用水の消毒対策の強化 再利用水の送水停止 下水管きよ内作業の制限 処理場内の立ち入り制限 事業場立ち入り検査の制限 予防・防護処置の強化 事業場指導試験停止 				

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

消防局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
1	関係機関との連携と情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・マスメディア等を通じた情報収集 						
			<ul style="list-style-type: none"> ・市対策連絡会議との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・市新型インフルエンザ対策本部・対策連絡会議との連絡・調整 				<ul style="list-style-type: none"> ・市対策連絡会議との連絡・調整
		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 						
2	救急業務対策	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所と連携について調整 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・疑いのある通報への対応について保健所(保健企画課・発熱相談センター等)との連携を実施 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・疑いのある傷病者への対応・引継ぎ等について保健所との連携を実施 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所を通じた搬送先の調整と確保 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・救急活動における感染防止策の徹底 						
					<ul style="list-style-type: none"> ・県広域災害・救急医療情報システム等を活用した搬送先の確保 			

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
3	優先業務強化・継続のための業務体制再編と人員・資器材の確保	・感染防止用資器材等の備蓄			・救急活動用資器材、感染拡大防止用資器材、燃料等の調達・確保			
				・指令・救急部門の機能強化と消防防災・救助部門の機能維持のための業務体制の再編				
				・非常用救急車と代替要員の運用による救急隊の増隊				
					・消防団との連携			
					・必要な場合における他都市消防機関との連携			
4	職場における感染予防と感染拡大防止	・感染予防資器材の備蓄	・職員の健康状況把握と職場における感染予防・感染拡大防止措置の徹底					
			・職員健康推進担当との連携によるワクチン接種及び濃厚接触した場合の抗インフルエンザウイルス薬予防投与					
5	防災センター備蓄品の払い出し				・防災センター備蓄品の払い出し			・備蓄品の補充

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

水道局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
1	利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの関連情報を収集し、職員に周知 						
				<ul style="list-style-type: none"> ・阪神水道企業団・兵庫県営水道との連絡調整 				
				<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまに対する水道水の安全性その他についての情報提供 				
2	浄水、水質検査、配水調整業務	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品発注基準の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の発注基準の徹底・実保管量の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・(浄水用薬品) 発注基準の強化・徹底、薬品の確保 ・(水質試験用薬品) 発注基準に基づき2か月分の保管量を確保 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・業務削減基準の..... 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務削減基準の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務削減基準に基づき実施 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・要員リスト作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員となっている旨連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員となっている旨再確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の配置場所の検討と本人への連絡 		<ul style="list-style-type: none"> ・要員の再検討 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者(非常時緊急体制)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者(非常時緊急体制)の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員に対し事前研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時緊急体制の要請及び実施 			
				<ul style="list-style-type: none"> ・神崎浄水場施設見学の受入中止 				<ul style="list-style-type: none"> ・受入再開の検討

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
3	施設の維持業務		<ul style="list-style-type: none"> ・修繕委託業者等との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕委託業者等との連携体制再確認(情報提供、注意喚起) ・工事の優先度の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の出勤状況に応じ、優先度の低い工事を中止・延期 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・修繕材料の調達(材料メーカーへ確認) 					
4	料金徴収業務			<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を実施 ・メーター取替・取外し業務中止の検討 ・メーター取付業務継続 		<ul style="list-style-type: none"> ・(停水解除) 感染防止対策をして実施 (受付等) 電話・ファックス対応のみ (現地清算、現地収納、停水執行) 原則中止 (計量) 中止 ・メーター取替・取外し業務中止 		

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

交通局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まんえん期 6b	回復期	小康期
1	関係機関との連携と情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関(国土交通省、対策本部事務局)・マスメディア等を通じた情報収集 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策局内体制、連絡網の策定、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策連絡会議との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・市新型インフルエンザ対策本部・対策連絡会議との連絡・調整 			<ul style="list-style-type: none"> ・市対策連絡会議との連絡・調整 	
		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関(他事業者[明石市、大阪市、伊丹市、高槻市、阪急バス、阪神バス]、県バス協、大阪バス協)との連携及び情報収集 						
2	車両及び庁舎の衛生管理(清掃、消毒)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両及び庁舎の衛生管理(清掃、消毒)の準備・資材確保 			<ul style="list-style-type: none"> ・車両及び庁舎の衛生管理(清掃、消毒)の実施 ・新型インフルエンザ患者(疑い含む)乗車車両の緊急消毒 			
3	集客事業の中止(市民まつり、バス教室、各種イベント)		<ul style="list-style-type: none"> ・集客事業の中止、延期等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市新型インフルエンザ対策本部の対策方針に沿った措置の実施 				
4	利用者への広報・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者啓発の検討・準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや車内広報、チラシなどを活用した利用者、来訪者啓発の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・車内放送などを活用した利用者啓発の実施 ・非常事態運行の周知 			

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まんえん期 6b	回復期	小康期
5	職員の予防、防護対策及び 職場における感染予防と感染拡大防止	<p>・職員への予防・防護対策の啓発(家族の予防対策を含む)</p>						
		<p>・職員の防護対策の検討、準備 ・職員用防護資材の準備、確保 ・予防接種の勧奨</p>	<p>・職員の健康状況把握 ・職場における感染予防・感染拡大防止措置の実施 ・相談窓口の設置 ・情報提示</p>	<p>・職員用防護対策の実施 ・職員の健康状況把握 ・職場における感染予防・感染拡大防止措置の実施</p>	<p>・職員用防護対策の徹底 ・職場における感染予防・感染拡大防止措置の徹底</p>			
					<p>・予防接種の要請</p>			
					<p>・新型インフルエンザ罹患職員の把握、乗務員の確保</p>			
6	運行・業務継続遂行の確保	<p>・非常事態運行、業務継続遂行計画の検討・準備</p>	<p>・非常事態運行、業務継続遂行計画実施の準備</p>		<p>・運行計画の柔軟対応 ・非常事態運行の実施</p>			<p>・通常運行</p>
					<p>・業務継続遂行計画の実施(職員随時応援体制)</p>			
7	委託事業者の指導、支援	<p>尼崎交通事業振興(株)他に対する新型インフルエンザ対策への指導、支援</p>						

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

教育委員会

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	感染拡大期	第三段階	回復期	第四段階	
		未発生期 1.2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b		まん延期 6b		小康期	
1	児童生徒・教職員等の健康管理		<ul style="list-style-type: none"> 発生国から帰国した児童生徒及び教職員等が新型インフルエンザ症状を呈した場合は速やかに保健所へ連絡し、接触者リストを作成する。また、児童生徒・教職員等の健康チェックも実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ症状、感染経路等の情報提供 					
		<ul style="list-style-type: none"> 効果的な予防方法(マスクの着用・うがい・手洗いの徹底など)の啓発 							
		<ul style="list-style-type: none"> 症状を呈した場合の対応などの情報提供(保健所へ連絡) 国内の発生状況・周辺地域での被害が発生した場合の対応策の啓発 海外での発生状況の情報提供 							
2	市立学校等における感染及び感染拡大防止対策		<ul style="list-style-type: none"> 国内で新型インフルエンザが発生した場合に備え、県教育委員会・国からの要請を速やかに受けられるよう連絡体制の整備を確認(各発生段階毎に連絡体制の整備を確認) 						
				<ul style="list-style-type: none"> 臨時休業の実施 					
				<ul style="list-style-type: none"> 外出の自粛・自宅学習の実施 					
						<ul style="list-style-type: none"> 再開に向け情報収集 			
3	家庭の啓発・相談・指導	<ul style="list-style-type: none"> 海外修学旅行の予定のある学校が各家庭に対して情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭における情報の提供 効果的な予防方法(マスクの着用・うがい・手洗いの徹底など)の啓発 症状を呈した場合の対応は保健所へ相談するよう指導 国内での発生状況・周辺地域で被害が発生した場合の対応策の情報提供 						

尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画(案) 局別の段階別対策の概要

議会事務局

	対策業務	前段階	第一段階	第二段階	第三段階		第四段階	
		未発生期 1,2a,2b,3a,3b	海外発生期 4a,5a,6a	国内発生早期 4b	感染拡大期 5b	まん延期 6b	回復期	小康期
1	議員への連絡・報告	・議長・副議長・議員との連絡体制の確認を行う。		・議長・副議長・議員と随時連絡を行い、状況の報告をする。				
2	国・県への要望	・必要に応じて要望を行う。		・状況の推移に応じて必要な要望を行う。				
3	隣接市町議会との連絡及び連携	・隣接市町議会との連絡体制の整備・確認		・隣接市町議会と随時連絡を行い、状況の確認及び必要に応じた連携措置を行う。				